

来年の4月から 今までの公民館活動を維持しつつ 地域コミュニティ活動をさらに推進!

3. 職員体制(名称等に変更がありますが、職員体制は変わりません。)

田鶴浜地区内公民館

【田鶴浜公民館】

館 長(1名)

副館長(2名)

主 事 (1名)

事務補助(1名)

【金ヶ崎公民館】

館 長 (1名)

副館長(2名)

主 事(1名)

【相馬公民館】

館 長(1名)

副館長(2名)

主 事 (1名)



平成30年4月1日 移行



【中央館】(サンビーム日和ヶ丘) センター長(1名)

田鶴浜地区コミュニティセンター

(兼地域づくり協議会事務局長) センター職員(2名)

【金ヶ崎分館】

分館長(1名)

センター職員(1名)

【相馬分館】

分館長(1名)

センター職員(1名)

※それぞれの職員の配置人数には 変更がありません。

センター長

地域づくり協議会役員会等で選出し、会長が推薦。 推薦をもとに、市が選任(委嘱)する

センター職員 地域づくり協議会役員会等で選出し、会長が推薦。 推薦をもとに、市が選任(雇用)する。

4. その他

- ① 今までの公民館運営協議会は廃止され、地域づくり協議会(役員会)が担います。
- ② 市窓口は、生涯学習スポーツ課から地域づくり支援課に変更となります。
- ③ 施設管理は、生涯学習スポーツ課から、センター長(センター職員)へ移行します。
- ④ 市長からセンター長へコミュニティセンターの使用許可・減免許可の事務を委任します。

田鶴浜地区コミュニティセンター



相馬分館







来年の4月から 公民館の コミュニティセンター化完全実施!

1. 公民館と地域づくり協議会(コミュニティセンター)の違い

公民館

• 公民館事業

(イベントや教室)

※事業を行うための組織

・公民館の施設管理 (貸館)

- 社会教育法
- 社会教育法施行令
- 市公民館条例
- 市公民館条例施行規則
- 市公民館利用条例
- · 市公民館利用条例施行規則
- •○○公民館 館則



地域づくり協議会

• 社会教育事業

(イベントや教室) +防災、福祉、地域課題の解決

・ 地域づくり協議会規約

コミュニティセンター

・館の施設管理

(貸館) +活動拠点

コミュニティセンター条例

・コミュニティセンター条例施行規則

委員

委員

平成30年3月31日をもって七尾市公民館条例が廃止され、今までの公民館事業は地域 づくり協議会の生涯学習部会で行うことになります。

2. 予算と配分方法

※公民館活動事業補助金は地域コミュニティ交付金に含ま れて地域づくり協議会に交付されます。

七尾市

各町会町内会



田鶴浜地区地域づくり協議会

※運動会など統一して実施する 事業予算を差し引いて配分



日(金) ユ

相馬支部

金ヶ崎支部



【旧田鶴浜中学校校舎】

シンポジ いける場が ま